

**平成19年度**

**社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会資料**

〔松江地区〕日時：平成19年6月15日（金）

場所：県松江合同庁舎

〔出雲地区〕日時：平成19年6月12日（火）

場所：県出雲合同庁舎

〔浜田地区〕日時：平成19年6月19日（火）

場所：いわみーる

〔益田地区〕日時：平成19年6月13日（水）

場所：県益田合同庁舎

〔隱岐地区〕日時：平成19年6月14日（木）

場所：県隱岐合同庁舎

**島根県健康福祉部地域福祉課**

(地域福祉課ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>)

次 第

地域福祉課長あいさつ

【社会福祉法人指導監査説明会】

- 1 平成18年度社会福祉法人・施設等指導監査結果の概要について [P1 ~ P3]
- 2 平成19年度社会福祉法人等指導監査実施計画について [P5 ~ P8]
- 3 福祉サービス第三者評価制度について [P9 ~ P10]
- 4 質疑・要望事項について [P9 ~ P11]
- 5 平成18年度指導監査スタッフ法人指導担当表 [P12 ~ P14]

【実務研修会】

- 6 平成18年度指導監査結果の具体的指摘事項の概要について [P15 ~ P28]
- 7 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営について [P29 ~ P82]
- 8 参考資料集 [P1 ~ P54]

# 平成18年度 社会福祉法人・施設等指導監査結果の概要

## 1 指導監査実施状況

### (1) 実施時期

平成18年6月から平成19年3月まで

### (2) 一般指導監査

実地監査・書面監査・集団指導

区分		実地監査	書面監査	集団指導	合計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率%
法人	一般法人	83	42	0	125	101	81
	保育所のみ法人	59	33	0	92	81	88
	社会福祉協議会等	6	17	0	23	16	70
	法人合計	148	92	0	240	198	83
施設	事業授産施設	0	2	0	2	2	100
	生活保護施設	2	1	0	3	3	100
	老人福祉施設	57	53	0	110	87	79
	介護老人保健施設	16	16	0	32	24	75
	介護療養型医療施設	18	18	0	36	31	86
	身体障害者更生援護施設	6	6	0	12	10	83
	知的障害者援護施設	18	24	0	42	28	67
	障害児施設	11	2	0	13	6	46
	保育所	104	152	0	256	216	84
	児童養護施設等	8	4	0	12	9	75
居宅	精神障害者社会復帰施設	11	8	0	19	16	84
	施設合計	251	286	0	537	432	80
	介護保険居宅サービス事業所	394	95	824	1313	489	100
居宅	障害福祉サービス事業所	4	0	299	303	4	100
	居宅合計	398	95	1123	1616	493	100
合計		797	473	1123	2393	1123	88

### (3) 立入調査 2法人

- ・法人運営に関し、事実確認を目的に実施
- ・経営内容について、現状の把握等を目的に実施

### (4) 特別監査 なし

### (5) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」の定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課及び障害福祉課が共同で実施

### (6) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成18年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

#### ① 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ア 適正な事業運営及び施設運営の確保
- イ 入所者、利用者の人権の尊重と適切な処遇(支援)の充実
- ウ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- エ 法人、施設運営費の適正な執行管理

#### ② 介護保険施設等

- ア 介護保険給付等対象サービスの質の確保
- イ 保険給付の適正化

#### ③ 指定障害福祉サービス事業者等

- ア 障害福祉サービス等の質の確保
- イ 自立支援給付の適正化

## (7) 指導監査結果の概要

- ① 一般指導監査の結果、法人及び施設運営に大きな影響を及ぼす不適正な事項はみられなかつたが、指摘事項の多い項目(各法人施設等)は、前年度とほぼ同じ傾向であった。従来から法人監査説明会等種々の場面を通じて指導の徹底を図つてきているが、なお、十分に浸透していない面が認められる。
- ② 各法人個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)を報告を求め、挙証資料等による改善状況の確認を引き続き徹底して行った。
- また、期限までに改善できない事項(改善計画)については、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況を確認した。
- ③ 平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護(特に虐待の防止、身体拘束の廃止)については、法人全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行つた。また、苦情解決の取り組みなどサービス提供に求められる責務等についても引き続き指導を行つた。

## (8) 主な指摘事項

### ◎法人本部

- 組織運営関係
- ・定款が不備(定款準則に則して整備されていない)。定款変更認可申請及び変更届出が遅延している。
  - ・役員の選任が定款に基づき行われていない。選任関係書類が整備されていない。
  - ・理事会の要審議事項が審議されていない。議事録の記録が不十分である。
- 人事管理関係
- ・就業規則、給与規程等の規程が整備されていない。実態と乖離している。
  - ・労働基準法に基づく協定が締結されていない。基準監督署への届け出がなされていない。
- 会計管理
- ・経理事務の処理が不適切(収入、支出伺いがない等)である。
  - ・決算関係事務が不適切(決算額の誤り等)である。
  - ・寄付金の取り扱いが不適切(寄付申込書みがない、決裁が取られていない等)である。
- その他
- ・苦情解決に関する規程が整備されていない。第三者委員が任命されていない等不十分である。

### ◎老人福祉施設

- 入所者待遇関係
- ・処遇計画の策定が不十分である。
  - ・身体拘束廃止に向けての取り組みが不十分(家族への説明、同意が取られていない)である。
  - ・重要事項説明書の内容が不備である。整備されていない。
- 施設運営関係
- ・運営規程等施設運営関係の諸規程の整備が不十分である。
  - ・防災対策への取り組みが不十分である。

### ◎児童福祉施設

- 入所者待遇関係
- ・苦情解決処理の対応が不十分である。
  - ・給食関係者の検便の実施が不十分である。
  - ・保育所の開所、閉所、保育時間、開設日数が不適切である。

### ○施設運営関係

- ・直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保が不十分である。
- ・運営規程等施設運営関係の諸規程の整備が不十分である。
- ・防災対策への取り組みが不十分である。

### ◎障害者福祉施設

- 入所者待遇関係
- ・支援計画の策定が不十分である。
  - ・苦情解決処理の対応が不十分である。

### ○施設運営関係

- ・運営規程等施設運営関係の諸規程の整備が不十分である。
- ・防災対策への取り組みが不十分である。

### ◎介護保険関係

#### ○運営規程、重要事項説明書及び掲示の状況

- ・記載事項に不備がある。

#### ○個別サービス計画の策定状況

- ・計画内容の説明、同意及び交付がされていない。
- ・居宅サービス計画に沿った計画になっていない。

- ・具体的なサービス内容が記載されていない。
  - ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。
- 秘密保持について
- ・ガイドラインに沿った利用目的について、利用者等への説明、同意がなされていない。
- 虐待防止及び身体拘束禁止について
- ・家族の同意がとられていない
  - ・記録が整備されていない。対応マニュアル等が整備されていない。
- 衛生管理体制について
- ・感染症、食中毒予防及び蔓延防止のための対策委員会が定期的に開催されていない。
  - ・指針が整備されていない。研修会の開催が低調である。
- 介護給付費の算定について
- ・所要時間を満たしていない報酬請求がなされていた。
  - ・加算要件を欠く請求がなされていた。
- ◎障害福祉サービス事業関係
- ・苦情解決への対応が不十分である。
  - ・虐待防止のための規程が整備されていない。整備されていても不備がある。虐待防止のための措置が十分に取られていない。

## 平成19年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成19年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導・監査(以下、「指導監査等」という。)の実施計画を次のとおり定める。

### 1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。また、計画に即して実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

#### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

#### (2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (3) 指定障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

### 2 重点指導項目

昨年度の監査結果を踏まえ、特に指摘事項の多かった項目や利用者、入所者の人権に関する事項、安全に関する事項を重点指導項目として設定する。

#### (1) 法人本部

- ①組織運営関係
  - ア 定款の整備、定款変更認可申請・変更届出手続き
  - イ 適正な役員選任手続き
  - ウ 適正な理事会運営や議事録の正確な記録及び保存
- ②管理関係
  - ア 利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
  - イ 適正な会計処理
    - ・ 経理規程の遵守
    - ・ 契約事務の適正化
    - ・ 経理規程に則った正確な決算処理及び書類の整備
    - ・ 寄付金の適切な受け入れ

#### (2) 社会福祉施設等

- ①利用者、入所者の処遇(支援)関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
  - ・ 苦情解決の取り組みの確立
  - ・ 身体拘束禁止への取り組みの推進
  - ・ 虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災対策の充実、強化
  - ・ 非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・ 消火訓練・避難訓練の適正実施
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・ 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- エ 利用者預かり金の適正な管理

(3) 介護保険施設等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 介護報酬の請求事務の適正化
- ウ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- エ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についてに向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
  - ・ 苦情解決の取り組みの推進
- オ 防災対策の充実、強化
  - ・ 非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・ 消火訓練・避難訓練の適正実施
- カ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・ 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

(4) 指定障害福祉サービス事業者等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についてに向けた個別支援計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
  - ・ 苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災対策の充実、強化
  - ・ 非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・ 消火訓練・避難訓練の適正実施
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・ 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

#### 4 監査調書

- (1) 監査調書の種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書の内容は別に定める。

(別 表)

種別	監査調書等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】
	市町村社会福祉協議会監査調書【追加調書】
生活保護	生活保護施設監査調書
事業授産	社会福祉事業授産施設監査調書
児童	児童（障害児）福祉施設監査調書 (知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)
	保育所監査調書 児童福祉施設監査調書 (助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム)
障害	身体障害者更生援護施設指導監査調書 (指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設)
	身体障害者更生援護施設監査調書 (身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設)
	知的障害者更生援護施設指導監査調書 (指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設)
	知的障害者更生援護施設監査調書 (知的障害者小規模通所授産施設)
	精神障害者社会復帰施設監査調書 (生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム、福祉工場、小規模通所授産施設)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（児童デイサービス）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活介護、共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
老人	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害者支援施設指導調書
	指定相談支援事業者指導調書
	指定自立支援医療機関指導調書
	養護老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム監査調書（ケアハウス）

# 福祉サービス第三者評価制度について

平成19年6月

島根県健康福祉部地域福祉課

島根県では、平成17年10月から福祉サービス第三者評価を開始しています。

## 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的な立場から評価するものです。なお、評価の受審は任意です。

## その目的は

- (1) 福祉サービス事業者は、自らの提供するサービスの問題点を把握し、改善に向けての取り組みを行うことにより、福祉サービスの質の向上を図ることができます。
- (2) 評価結果を公表することにより、利用者のサービス選択に寄与します。

## (経緯等)

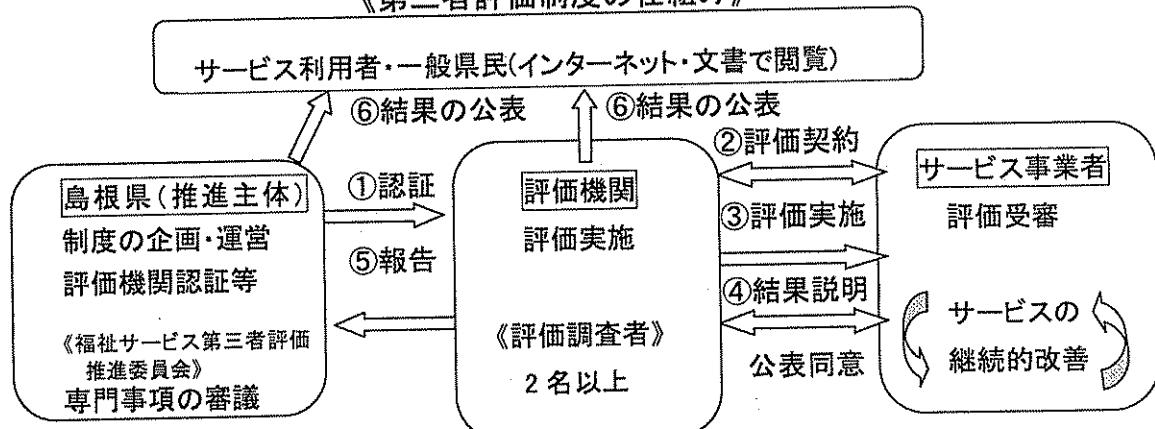
- ①改正社会福祉法(H12施行)で、事業者及び国のサービスの質向上への取組を努力義務として明記
- ②平成16年5月、国が第三者評価推進のためのガイドライン策定
- ③運営費の弾力運用の一要件(「苦情解決への取組」又は「第三者評価の受審、結果の公表」)
- ④平成17年4月、島根県における第三者評価推進のための推進組織を設立。平成17年10月から島根県での評価制度の運用を開始。対象は介護保険サービスを除く施設サービス。
- ⑤平成19年3月、特別養護老人ホームを評価対象として追加

## 対象となる福祉サービスは

社会福祉法に定める第一種及び第二種社会福祉事業のうち施設系の社会福祉施設です。

(詳しくは地域福祉課HPをご覧ください。)

## 《第三者評価制度の仕組み》



### ① 評価機関の認証

要件を満たす法人を申請に基づき県知事が認証(3年更新)します。現在6団体認証済。評価機関の募集は随時行っています。

### ② 評価契約の締結

評価機関は、評価手法、料金(各自設定)、評価調査者等の重要事項を説明したうえで、サービス事業者との間で文書により評価契約を締結します。

### ③ 評価の実施

評価機関は、事業者と協議の上、評価計画を作成し、利用者へのアンケート、事業者や職員の自己評価及び訪問調査を行い、事業者を評価します。

### ④ 結果説明と公表への同意

調査終了後、担当した評価調査者の合議により評価結果を取りまとめ、受審したサービス事業者に説明し、併せて評価結果の公表への同意を得ます。

### ⑤ ⑥ 評価結果の県への報告と公表

評価結果を県に報告します。県及び評価機関は、公表についての同意があったものについてインターネット及び文書により、その内容を公開します。

Q 平成19年3月30日付けで定款準則が改正され、第1条（目的）に記載している実施する事業の記載方法が変わりましたが、定款を変更する必要がありますか。

A 今回の準則改正で、第1条（目的）の実施する社会福祉事業の記載例が改められました。

併せて、公益事業及び収益事業を実施する場合の記載例も改められました。

その内容は、従来は事業ごとに実施施設、実施事業所が明確になるようにされていたものが、改正により、各事業を実施施設等の数にかかわらず一行で表すようにされました。

ただし、第1条（目的）等の（備考）で、今回の改正された記載例は、あくまでも一例であり、法人の実態に即した記述とすることとされています。

このため、各法人において、従来どおりの記載方法が良いと判断されれば、必ずしも事業の記載を変更される必要はありません。

Q 社会・援護局主管課長会議（3月5日）において、優良な社会福祉法人に対する監査を緩やかにする方向が示されました。その詳細、県の方針等具体的に説明してください。

A このことについては、先般「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正がなされたところです。要約すると次のとおりです。  
このことに関する具体的な取り扱いについては現在検討中です。

#### ア 監査対象法人の重点化

指導監査対象法人を次の3段階に分類し、実地監査回数の見直しを図り、書面監査は廃止する。

	監査対象法人	具体的な要件	実地監査回数
A	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人であって、外部監査の実施等、施設経営における積極的な取り組みを実施している法人	下記(イ)①	4年に1回
B	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人	下記(イ)②	2年に1回
C	A、B以外の法人	—	年1回又は随時

#### イ 具体的な要件

##### ① Aに該当する法人（4年に1回）

- 下記《評価基準》①を満たした上で、次のいずれかを満たしている法人  
・下記《評価基準》②アに取り組んでいる  
・下記《評価基準》②イに取り組んでいる

##### ② Bに該当する法人（2年に1回）

- 下記《評価基準》①を満たしている法人

#### 《評価基準》

##### ① 法令遵守の状況

- ア 社会福祉法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知（社会福祉法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。  
イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

##### ② 法人の積極的な取り組みの評価

- ア 外部監査の活用により法人の財務状況の透明性・適正性が確保されている。  
イ 苦情解決への取り組みが適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組んでいる。  
(ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い福祉サービスの向上に努めている。  
(イ) 地域に開かれた事業運営が行われている。  
(ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

Q 平成19年3月30日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか連名通知『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』の別紙2「社会福祉法人定款準則」第18条の（備考）において、「また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。」の規定が追加されました。

この追加された規定で、「法人の役員及び評議員の氏名、役職等・・・」の「役職等」とは、法人の役員及び評議員の自らの職業などを考えればよいのか、それとも、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事、評議員の法人内部での「役職等」をいうものか、ご教示下さい。

A 今回の『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』の別紙2「社会福祉法人定款準則」第18条（備考）の追加規定は、社会福祉法人における情報開示をより一層推進する観点から、法人が自主的に公表することが望ましいとしている「法人の業務及び財務等」に関する情報に、あらたに「法人の理事、監事及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加することによって、法人運営の透明性の向上を図ろうとするものです。

ところで、ご質問の「法人の役員及び評議員の氏名、役職等・・・」の「役職等」の解釈についてですが、結論から申しますと、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事、評議員の法人内部での「役職等」を指します。

仮に、法人の役員及び評議員の自らの職業などを公表とした場合には、個人情報保護の観点から妥当ではないからです。

平成19年度指導監査スタッフ法人指導担当(第1スタッフ)

担当者名 電話番号	統括指導監査監 永原邦夫 0852-22-5253	指導監査監 武上起敏 0852-22-6791	指導監査監 梶谷一夫 0852-22-6791	副指導監査監 影山幹夫 0852-22-6791	副指導監査監 領家晴美 0852-22-6762
担当地区	松江市(橋北)	松江市(橋北)	出雲市(旧平田市)、旧簸川郡、斐川町	安来市、飯南町	出雲市(旧出雲市9号線北)、東出雲町
石見部担当地区					
法人名	まつえ友愛会	松江市 松江毛筆授産場	松江市 平田保育会	出雲市 せんだん会	安来市 古平田和光会 出雲市
	若草福祉会	松江市 松江福祉会	松江市 更心会	出雲市 やすぎ福祉会	安来市 あすなろ会 出雲市
	湖北ふれあい	松江市 嵩見保育所	松江市 ほのぼの会	出雲市 ベル	安来市 ひまわり福祉会 出雲市
	松生会	松江市 比津ヶ丘保育園	松江市 多伎の郷	出雲市 真理会	安来市 なかの保育園 出雲市
	四ツ葉福祉会	松江市 湖陵福祉会	松江市 太陽とみどりの里	出雲市 太陽とみどりの里	安来市 小山福祉会 出雲市
	みずうみ	松江市 鮎光会	松江市 明星会	出雲市 太陽とみどりの里	安来市 西園保育園 出雲市
	豊心会	松江市 大社福祉会	松江市 みどり福祉会	出雲市 おおつか福祉会	安来市 おおつか福祉会 出雲市
	おおの福祉会	松江市 きづき会	松江市 伯医会	出雲市 外園福祉会	安来市 外園福祉会 出雲市
	聖徳福祉会	松江市 まほろばの郷	松江市 あゆみ福祉会	出雲市 浜山福祉会	安来市 浜山福祉会 出雲市
	松江市社会福祉協議会	松江市 出東福祉会	斐川町 安来市社会福祉協議会	安来市 里方福祉会	安来市 里方福祉会 出雲市
	島根東光学園	松江市 出西福祉会	斐川町 友愛会	飯南町 荒茅福祉会	出雲市 荒茅福祉会 出雲市
	宝珠会	松江市 庄原福祉会	斐川町 飯南町社会福祉協議会	飯南町 親和会	JAIいすも福祉会 出雲市
	ふれあい	松江市 喜和会	斐川町	創文会	出雲市
	千鳥福祉会	松江市 あい川福祉会	斐川町	ふあつと	出雲市
	松江青雲会	松江市 斐川町社会福祉協議会	斐川町	ばてとはうす	出雲市
	ふらつと	松江市		草雲会	東出雲町
				若幸会	東出雲町
				しののめ	東出雲町
				東出雲町社会福祉協議会	東出雲町

平成19年度指導監査スタッフ法人指導担当(第2スタッフ)

担当者名 電話番号	統括指導監査監 0852-22-5237	大谷 誠 0852-22-5237	指導監査監 宮岡卓朗 0852-22-5237	副指導監査監 高田芳樹 0852-22-6714	副指導監査監 亀山一敏 0852-22-6714	副指導監査監 飛 浩隆 0852-22-6715
担当地区	松江市(橋南)			出雲市(旧出雲市9号線南) 奥出雲町	雲南省、隱岐の島町 海士町、西ノ島町、知夫村	松江市(旧八束郡)
石見部担当地区				江津市	大田市	浜田市
法人名	松江福祉公社	松江市 双鶴学院	松江市 出雲乳児福祉会	出雲市 あおぞら福祉会	雲南省 かしま福祉会	松江市
	さくらの家	松江市 松尾保育所	松江市 きんろう保育園	出雲市 かも福祉会	雲南省 山陰家庭学院	松江市
	みどり愛児会	松江市 恵泉会	松江市 慈潤会	出雲市 きすき福祉会	雲南省 藤美会	松江市
	つわぶき	松江市 しらゆり会	松江市 おおつ保育園	出雲市 雲南ひまわり福祉会	雲南省 やくも福祉会	松江市
	竹矢福祉会	松江市 えんや福祉会	松江市 四ツ葉学園	出雲市 雲南広域福祉会	雲南省 たけかわ福祉会	松江市
	上口福祉会	松江市 静和会	松江市 有隣会	出雲市 玉造厚生会	雲南省 ひよし福祉会	松江市
	ナザレン愛児会	松江市 恵寿会	松江市 よしだ福祉会	出雲市 共和会	雲南省 みずうみの里	松江市
	松豊会	松江市 神門福祉会	松江市 仁寿会	出雲市 云南市	雲南省 みずうみの里	松江市
	鳥根いのちの電話	松江市 ことぶき福祉会	松江市 隠岐共生学園	出雲市 隠岐の島町	雲南省 鹿照学園	海士町
	虹の子福社会	松江市 やすらぎ福祉会	松江市 双葉保育園	出雲市 双葉保育園	雲南省 鹿照学園	海士町
	敬仁会	松江市 出雲南福祉会	松江市 わたりはし保育園	出雲市 博愛	雲南省 シオンの園	西ノ島町
	みつき福社会	松江市 京真会	松江市 愛宕会	出雲市 ふれあい五箇	雲南省 西ノ島福祉会	西ノ島町
	桑友	松江市 星隆会	松江市 出雲すみれ福祉会	出雲市 高田会	雲南省 西ノ島町社会福祉協議会	西ノ島町
	島根県共同募金会	松江市 (聖心の布教姉妹会)	松江市 奥出雲町 (隱岐広域連合)	出雲市 わかば	雲南省 海士町社会福祉協議会	海士町
	島根県社会福祉協議会	松江市	奥出雲町 (隱岐広域連合)	雲南省 知夫村	雲南省 海士町社会福祉協議会	知夫村
	島根県社会福祉事業団	松江市	仁多福社会	雲南省 島根ライハウス	雲南省 島根ライハウス	松江市
	袖師保育所	松江市	よこた福祉会	雲南省 奥出雲町	雲南省 奥出雲町	
	乃木愛育会	松江市	出雲市社会福祉協議会	雲南省 奥出雲町	雲南省 奥出雲町	
			奥出雲町社会福祉協議会	雲南省 奥出雲町	雲南省 奥出雲町	
			奥出雲町社会福祉協議会	雲南省 奥出雲町	雲南省 奥出雲町	

平成19年度指導監査スタッフ指導担当(石見スタッフ)

## 平成18年度指導監査結果の具体的指摘事項 (文書での回答を求める事項も含む) の概要

※の部分は「参考資料集」に  
規定例等が掲載されています。  
「18資料集」は昨年度配布したものです。

### [定 款] 定款変更手続※18資料集P7~10

- ・定款準則に則した定款が整備されていない。
- ・常務理事が選任されているが、定款上、常務理事の職務権限が定められていない。
- ・公の施設の管理方式の変更（指定管理制度の導入）に伴う定款の変更が行われていない。

### [理事長専決規程]

- ・理事長が専決できる事項を定めた規程が作成されていない。※資料集P5
- ・理事長の専決規程は作成されているが、理事長が専決できる施設長以外の重要な職員の任免に関する具体的範囲や専決できる金額等が定められていない。

### [役員報酬等]

- ・理事に対して、報酬額や支給時期等支給要件の定めた規程等がないままに報酬が支給されている。
- ・報酬の支給額や時期等について、報酬規程に定めた内容と実態とが異なっている。
- ・役員や評議員に対して、費用弁償規程で定めた支給すべき交通費等が支給されていない。
- ・報酬を支給する役員に対して、源泉徴収が行われていない。

### [登 記]

- ・資産の総額の変更登記が事業年度終了後2月以内に行われていない。  
※資料集P1
- ・資産の変更登記が理事会の承認を受けないままに行われている。
- ・理事長の重任登記が組合等登記令に定める所定の期限内に行われていない。
- ・公益を目的とする事業について、登記がされていない。

### [地上権・賃借権の設定等]

- ・施設の借地について、地上権又は賃借権の設定及び登記が行われていない。
- ・施設等の賃借に係る貸主との賃貸借契約が締結されていない。

### [役員等構成]

- ・理事について、特殊な関係にある者が定款に定める人数を超えて選任されている。  
※18資料集P12~14

- ・評議員会に利用者の家族の代表が評議員として選任されていない。
- ・特定の理事について、理事会への出席が低調若しくは全く出席がない。
- ・特定の評議員について、評議員会への出席が低調若しくは全く出席がない。
- ・役員及び評議員について欠員があるにも関わらず補充がされてない。
- ・監事について、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者である者が選任されていない。
- ・評議員について、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えて選任されている。
- ・評議員会の設置を要しない法人において、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えて選任されている。

### [役員研修]

- ・研修計画が作成されていない。
- ・研修が全く行われていない若しくは低調である。
- ・人権・同和問題に関する研修が行われていない。

### [役員等選任及び関係書類]

- ・改選により理事の交代があるにも関わらず、理事長の互選が新しい理事が就任する前に行われている。
- ・改選の都度、履歴書や役員名簿、評議員名簿が整備されていない。

履歴書※18資料集P11

役員名簿・評議員名簿※資料集P8~P9

- ・改選の都度、委嘱状が交付されていない。※資料集P12
- ・委嘱状や就任承諾書に任期が記載されていない。※資料集P12
- ・役員に対する委嘱状の交付にあたって、伺いが行われていない。
- ・履歴書に本籍地が記載されている。
- ・履歴書に社会的活動歴や賞罰の欄が設けられていない。
- ・任期途中に辞任した理事から、辞任届が徵されていない。※資料集P13
- ・任期途中に辞任した理事に対して、解嘱状が交付されていない。※資料集P14
- ・任期満了に伴う評議員選任の理事会が任期終了後に行われている。

### [理事長の職務代理者]

- ・改選の都度、理事長の職務代理者の指名が行われていない。
- ・改選前に、理事長の職務代理者の指名が行われている。
- ・利益相反する行為となる事項の契約にあたって、理事会で理事長の職務代理者が選任されていない。

#### [監事監査]

- ・監査を行うにあたって、監査の主眼事項やチェックリスト等の活用などにより監査が行われていない。※18資料集P21~26
- ・監査を行うにあたって、監事に対して監査資料が事前に配布されていない。
- ・監事の理事会や評議員会への出席が低調若しくは全く出席していない。
- ・監事監査が事業年度終了後2月以内に実施されていない。

#### [内部経理監査]

- ・経理規程に基づく内部経理監査が実施されていない。
- ・内部経理監査の実施にあたって、監査チェックリスト等の活用などにより監査が行われていない。※18資料集P27~P30
- ・内部経理監査結果が理事長に報告されていない。※18資料集P27

#### [事業計画・事業報告]

- ・本部経理区分に係る事業計画書、事業報告書が作成されていない。
- ・施設の事業計画書について、収支予算書を反映させた内容とされていない。
- ・施設の事業報告書について、決算書を反映させた内容とされていない。

#### [理事会・評議員会]

- ・新設法人について、法人設立後、設立準備会が作成した就業規則等の各種規程等は、速やかに理事会を開催のうえ審議議決し、法人の規程等とすべきであるが、審議されていない。
- ・定款上、評議員会を設置することとなっているが、評議員が選任されず、評議員会が開催されていない。
- ・理事会や評議員会の開催通知の発出にあたり、伺文書が作成されていない。
- ・理事会や評議員会に提出する資料について、事前に役員や評議員へ送付されていない。
- ・金銭の借入、理事長の専決範囲を超える契約の締結、施設長の任免等理事会で議決すべき事項について審議されていない。
- ・理事長の専決で処理した事項が理事会に報告されていない。
- ・議決権の行使が他の理事に議決権を委任する書面の提出をもって行われている。
- ・評議員会が会議の成立要件を確認しないままに開催され、議案が審議されている。

#### [議事録] 議事録記載例※18資料集P16~17

- ・理事会又は評議員会に提出した資料が議事録に編綴・保存されていない。
- ・理事会、評議員会での審議の結果、監事監査の報告、理事長の専決事項、施設長の選任等が議事録に記録されていない。

#### [人事関係帳簿等の整備]

- ・職員の出勤簿が作成されていない。
- ・職員採用や初任給決定、昇給等にあたって、採用の理由や初任給の算定状況等を記載した伺い文書が作成されていない。※資料集P15

- ・ 辞令書や雇用通知書の交付にあたって、伺い文書が作成されていない。
- ・ 職員採用時の身元保証書に身元保証人の本籍地欄が設けられている。
- ・ 賃金台帳に労働日数、労働時間数、早出残業時間数、深夜労働時間数などの必要事項が記載されていない。※資料集P17
- ・ 労働者名簿が作成されていない。※資料集P18
- ・ 兼務を行う職員に対して、兼務辞令が交付されていない。
- ・ 退職した職員に対して、退職辞令書が交付されていない。
- ・ 職員に対して、労働基準法第15条に規定する労働条件が書面で明示されていない。  
※18資料集P68~71
- ・ 就業時間について、雇用通知書に明示している就業時間と就業実態とが異なっている。

#### [就業規則等の整備]

- ・ 就業規則の作成が必要な施設において、正規職員に適用される就業規則は作成されているが、パート職員や臨時職員などに適用される就業規則が作成されていない。  
※18資料集P72~75
- ・ パート職員、臨時職員などに適用する就業規則に、年次有給休暇、産前産後の休暇、生理休暇、育児時間、育児・介護休暇、退職に関する事項（解雇の事由も含む）等が定められていない。
- ・ 就業規則に、改正高年齢者雇用安定法に規定する高年齢者雇用確保の措置（定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの措置）が講じられていない。
- ・ 就業規則や雇用契約書において、職員の業務上知り得た利用者等の秘密の保持義務（退職後も含む）の規定が盛り込まれていない。
- ・ 改正育児・介護休業法の施行に伴う育児・介護休業規程が改正されていない。  
※18資料集P82~85
- ・ 就業規則に、禁治產者、準禁治產者等の適切でない用語が用いられている。
- ・ 就業規則に定めた始業及び終業の時刻、休憩時間について、勤務実態と相異している。
- ・ 就業規則に、一部の職種や施設（事業所）の始業及び終業の時刻、休憩時間が定められない。
- ・ パート職員、臨時職員などに適用する就業規則に、基本となる始業及び終業の時刻、休憩時間が定められていない。
- ・ 退職手当共済制度に加入されているが、就業規則に退職手当の取扱いが定められない。

#### (給与規程)

- ・ 手当の支給にあたって、給与規程に手当の対象の職種や金額等支給要件の定めのないままに、また、支給額決定の決裁を受けないままに支給がされている。
- ・ 給与規程で施設長や事務長等の給与は別に定めるとしているが、定めのないままに給与が支給されている。
- ・ 給与規程に定めている手当額が支給実態と相異している。
- ・ 給与規程で本人から届書を徴すると定めているにも関わらず届のないままに通勤手当や扶養手当が支給されている。

- ・初任給を決定する要素となる初任給格付基準や標準職務表、前歴換算表などの基準が作成されていない。
- ・初任給の格付基準の内容が実態と一致していない。
- ・パート職員等に適用される給与規程が作成されていない。
- ・給与規程（パート等の職員に適用される給与規程も含む）に、賃金の締め切りの時期、支払いの時期、昇給に関する事項が定められていない。
- ・給与規程の「等級別標準職務表」等に、看護師等の職種が定められていない。
- ・割増賃金に関する計算の方法が定められていない。

#### 〔旅費規程〕

- ・旅費規程で定めた支給すべき交通費等の旅費が支給されていない。
- ・概算で支払った旅費について、精算がされていない。
- ・職員の旅行にあたって、旅行命令簿が作成されていない。

#### 〔労使協定、届け出〕

- ・時間外勤務及び休日勤務にあたって、36協定が締結されていない。※資料集P19
- ・36協定が期限切れとなっているが、再協定が行われていない。
- ・36協定書が所轄の労働基準監督署に届け出がされていない。
- ・職員に対して、就業規則や36協定等各種労使協定が周知されていない。
- ・給与からの駐車場代等の法定外控除にあたって、24条協定が締結されていない。

※資料集P20

- ・改正された就業規則等について、所轄の労働基準監督署に届け出がされていない。

#### 〔職員待遇・安全衛生〕

- ・産業医、衛生管理者が選任されていない。※資料集P21～P24
- ・産業医、衛生管理者の選任報告書が所轄の労働基準監督署に提出されていない。
- ・常時50名以上の職員を使用する職場において、衛生委員会が設置されていない。
- ・労働安全衛生規則で毎月開催が必要な衛生委員会に産業医の出席が低調である。
- ・労働安全衛生規則で毎月開催が必要な衛生委員会が毎月開催されていない。
- ・年次有給休暇が適正に付与されていない。

#### 〔職員の健康管理〕

- ・一部の職員に対して、定期健康診断が実施されていない。
- ・夜間勤務を行う職員に対して、年2回行うべき健康診断が年1回しか実施されていない。
- ・調理従事者に対して、検便検査（0～15歳も含む）が毎月実施されていない。
- ・保育所において、調理従事者以外の職員に対する検便検査が年4回実施されていない。
- ・保育所において、乳児担当保育士の検便検査（0～15歳も含む）が毎月実施されていない。
- ・健康診断記録が整備されていない。

### [会計・経理]

- ・予算の執行にあたって、執行伺行為が行われていない。※資料集P27～P28
- ・予算の裏付けのないままに、また、予算が補正されないままに事業が執行されている。
- ・決算書をみると、決算額が予算額を超えて支出されている勘定科目がある。
- ・支払資金残高や積立預金の取り崩しが、予算に計上しないままに行われている。
- ・給食材料の購入（発注）にあたって、購入（発注）伺いや施設長の決裁のないままに納入が行われている。
- ・会計責任者、出納職員、固定資産管理責任者等に対して、理事長名による任命行為がされていない。※資料集P25～P26
- ・会計責任者と出納職員について、同一職員が任命されている。
- ・通帳、印鑑の管理が同一職員により行われている。
- ・通帳、印鑑の保管が同一金庫で保管されている。
- ・電気や水道等の共通経費の支出について、経理区分ごとに按分がされていない。
- ・介護保険事業の会計について、他の事業の会計と経理区分等で区分されていない。
- ・授産施設の会計について、他の会計と区分されていない。
- ・収益事業、公益事業の会計について、特別会計として処理されていない。
- ・定款の社会福祉事業の名称変更等に伴った経理規程の経理区分の整理がされていない。
- ・財務諸表間で相互に整合する科目の金額について一致しない。
- ・積立預金が固定資産として計上されていない。
- ・保育所において、当期末支払資金残高の保有率が運営費収入の30%を超えていている。
- ・保育所において、保育所経理区分から本部経理区分への繰入にあたって、限度を超えて繰入が行われている。
- ・介護保険施設・事業所における利用者に対する領収書の交付にあたって、領収書に個別の費用ごとの内容が明らかにされていない。
- ・各経理区分の運営資金が一つの預貯金口座で運用されている。
- ・決算にあたって、各種決算附属明細表が作成されていない。
- ・決算にあたって、預貯金残高証明書が徴されていない。
- ・決算にあたって、財産目録や貸借対照表と残高証明書との突合が行われていない。
- ・減価償却をする資産について、減価償却が行われていない。
- ・月次試算表が作成されていない。
- ・月次試算表は作成されているが理事長まで報告されていない。
- ・日々の現金の出納終了後、その残高と帳簿残高との照合・点検が行われていない。
- ・公益事業に係る財産や負債が財産目録に記載されていない。
- ・小口現金による支払いや物品の購入にあたって、職員による立替払いが行われている。

### [契約]

- ・契約書の作成が省略されているが、請書が徴されていない。※18資料集P33
- ・請書を徴されているが、請書を徴する基準が定められていない。※資料集P29
- ・利益相反する行為となる事項の契約にあたって、理事会で理事長の職務代理者が選任されないままに契約の締結が行われている。